## 別紙2

## 論文審査の結果の要旨

論文題目: 国際通商法とセーフガード条項の法的展開

論文提出者: 北村朋史

本論文は、多角的自由貿易体制とされる GATT/WTO 体制において、自由貿易の必然的な帰結である国内産業への損害の発生に際して、なぜ輸入制限措置の適用が肯定されるのかという根本的な問い(「セーフガード条項のパラドクス」)の解明に取り組むことを目的として、GATT/WTO 体制におけるセーフガード条項の趣旨について検討し、これをもって、セーフガード条項をめぐる WTO 紛争解決手続の解釈実行を巡る学説上の評価の相違が何に起因しどのように位置づけられるのかという実践的な問いについても回答しようと試みる意欲作である。

序章では、問題の所在と研究の視点が提示される。すなわち、一般的に自由貿易の実現を目的とした多角的貿易体制と理解される GATT/WTO 体制において、なぜセーフガード条項の存在が肯定されるのかについて、実証面及び規範的根拠の双方において説得的な説明はこれまでなされてこなかったことが指摘され、その解明に当たっては、セーフガード条項の趣旨が歴史的に変遷した可能性を踏まえた動態的分析が必要であること、さらにセーフガード条項の趣旨を理解するためにはその基盤となるそもそもの GATT や WTO 協定自体の性格の把握が不可欠であることが示される。

第1章においては、序章の問題提起を受けてセーフガード条項の趣旨に関する先行研究がより詳しく紹介され、そのいずれもが、実証的な裏付けを欠くか、あるいは規範的根拠に乏しいことが指摘されるとともに、いずれの学説もセーフガード条項の趣旨が不変であるという前提を置いており、歴史的変遷の可能性を考慮していない一面的なものであるとして批判される。

第2章から第5章にかけては、セーフガード条項の歴史的変遷が、各時代における通商政策に対する基本的な態度(保護主義か自由貿易か)及び制度の規範構造(契約的か公法的か)という2つの軸に沿って分析される。

まず、第2章では、GATT 19条の起源とされる米国の実行が検討される。すなわち、19世紀末から戦間期の米国の通商政策においては、高率関税による国内産業保護を原則としつつ、生産余剰の解消のために輸出市場の取引を目的とする二国間の互恵通商協定が締結された。関税率の決定が議会の専権事項とされた19世紀末には、これら協定は国内関税法の改正に応じて終了する暫定的な協定として理解されていたが、戦間期に通商政策決定権限が議会から行政府に委譲されたことに伴って国内法改正による協定終了という仕組みが維持し得なくなると、これら互恵通商協定中には、締結の際に予見されなかった事情の変化によって、当事国の意図に反して国内産業への損害が生ずる場合に協定の終了を認めるエスケープ・クローズが導入されるに至ったことが説明される。

続く第3章では、1948年に成立したGATTの性格、及びGATT 19条に規定されたセーフガード条項の趣旨が検討される。一般的な理解とは異なり、当初のGATT は、国内産業保護を前提とした二国間の契約的な権利義務関係の束としての性格を有していたこと、従って、「事情の予見されなかった発展」によって国内産業に損害が生ずる場合には、事情変更の法理に基づいて契約的権利義務関係を終了して輸出国と輸入国の双方に関税譲許等の永久的な撤回を認め

る効果を持つものとしてセーフガード条項が導入されたこと、換言すれば GATT 19条はエスケープ・クローズを踏襲する性格を有していたことが指摘される。

これに対して、「GATT の性格変容と GATT 枠外措置の意味」と題された第4章では、大規模かつ一律の関税削減や非関税障壁への取組みがなされたケネディ・ラウンドに端を発する GATT の変容過程及びこれと軌を一にする GATT 19条の機能不全と GATT 枠外措置の蔓延の意味が考察される。従来の保護主義から、貿易の自由化・多角化へと GATT の性格の変容が図られたことによって、互恵的・保護主義的基礎を持つ GATT 19条が依拠されなくなり、代わって輸出自主規制等の GATT 枠外措置が採られるようになったことが描写され、こうした枠外措置は、他方で、契約的秩序としての GATT を前提として、多数国間条約を一部の当事国間においてのみ修正する合意と位置づけられることが示される。

第5章では、1995年のWTO協定の締結によって、国際貿易体制における義務が、締約国の 共通利益の実現を目的とした客観的性質を有するものに変化したこと—GATT/WTO体制のい わゆる「公法化」—に伴って、協定から逸脱する枠外措置の禁止が目指され、新たにセーフガ ード協定が締結されたことが示される。同協定は、輸入制限を国内産業の構造調整を前提とし た一時的な措置として位置づけており、新セーフガード条項は自由貿易下に生じた敗者に対す る補償を目的とした例外規定として理解される。

第6章では、以上の理解に基づいて、セーフガード条項に関するWTO紛争解決手続の解釈実行が分析される。関連する上級委員会判断の中には、GATT 19条に規定される「事情の予見されなかった発展の結果」という要件がセーフガード協定に定められた諸条件と矛盾しない限り重畳的に適用されるとしたものがあるが、同要件は、事情変更の法理に基づく二国間の権利義務関係の終了条項としてのGATT 19条においては固有の意義を有していたが、輸入競争によって生じた敗者に対する補償という、前章で導かれた新セーフガード条項の趣旨に照らせば不合理であるとして批判される。

終章では、以上を総括して本研究の結論が示されると共に、国境を越える「工場とオフィスの分離」による新たな分業体制が進展する中、セーフガード条項が救済の対象とする「国内産業」内部で投資家ないし企業と労働者の間の利益相反が生ずる可能性が指摘され、セーフガードの制度設計を巡っては、産業の特性や企業活動の変化に応じた不断の省察が求められることが今後の課題として示される。

本論文の最大の特徴は、具体的・現代的な問いに対して、問題となる法制度を支える基盤や法規範の根本的な性質に立ち返って検討を加えることによって回答を導き出そうとする手法にある。すなわち、セーフガード措置のWTO協定適合性に関する一連の判断に対して呈されている学説上の見解対立の原因が、セーフガードの制度趣旨に関する理解の不一致に起因するとして、同制度の性格を根本から再検討することが試みられている。その際、各時代における通商政策に対する基本的な態度(保護主義か自由貿易か)及び制度の規範構造(契約的か公法的か)という2つの軸に応じて、セーフガード条項が果たす機能や趣旨も変化しうるという視点に立って、19世紀末の米国の実行から現代に至る一連の輸入制限措置の実態及びその基盤が緻密に分析される。その歴史的な検討の個々の内容自体も興味深いが、セーフガード制度を支える基盤の性格の歴史的変容を分析の軸とすることによって、相互にすれ違うように思われる諸先行学説及び実行が持つ意味や限界を説得力をもって鮮やかに整理することに成功した点で、極めて優れた論文と言うことができる。また、現行のセーフガード協定をどのように解釈すべきかという具体的かつ実践的課題に対して、上記の分析を通して説得的な指針を導くに至った点も高く評価しうる。

他方、本論文にも短所がないわけではない。論文中で扱われる経済学上の概念や政治的背景 に関する理解については精査が必要な点も見受けられ、またこの分野における実行は専ら米国 が牽引して来たとは言え、米国以外の諸国の実行にももう少し目配りがあればより説得力が増したかも知れない。背景となる通商秩序構想や制度趣旨との関係で各時代におけるセーフガード条項の性格を同定するという方法を採る以上、GATT/WTOの性格分析が論証にとって不可欠であることは理解できるものの、叙述に冗長な部分も見受けられ、説明にいま少しの工夫と整理があっても良かったかも知れない。貿易の自由化・多角化が開始されるケネディ・ラウンド以降のGATT後期の通商体制の性格をどう捉えるべきかについては、論文が設定する2つの軸相互の関係という観点からも、今少し詳しい説明がなされることが望ましかったとも考えられる。

しかし、仮に上記のいくつかの点で弱点があったとしても、それらはむしろ今後の研究課題 として考えられるべきものであって、提出論文が、従来の研究にない新たな学術的貢献をなし たことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわし いものと認定する。

> (主査) 東京大学 准教授 西村 弓 教 授 古城 佳子 教 授 早川 眞一郎 教 授 岩澤 雄司 准教授 清水 剛